

特許庁審査官本学に来る！

特許庁審査基準室による特許についての説明会

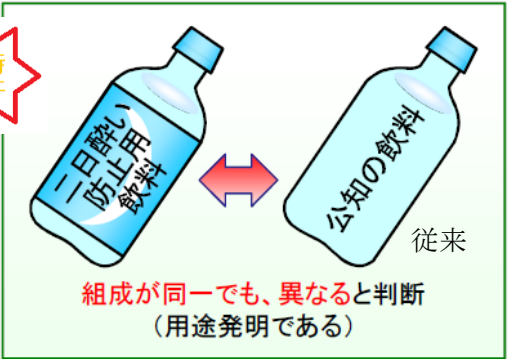
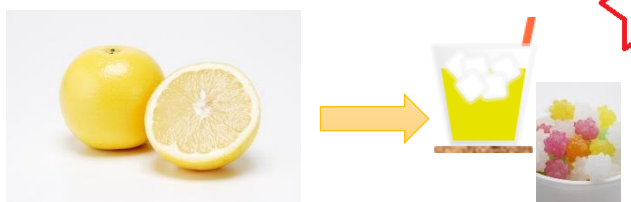
特許庁では、大学の研究者や特許管理者等を対象に、ライフサイエンス分野の審査基準や審査ハンドブック等を説明した資料を提供しており¹、各地で説明会が開かれております。

このたび山口大学におきまして、特許庁担当者（審査官）による、特別に特許審査に関する説明会を開催することとなりましたのでご案内いたします。

今回の説明会では、主な内容の一つとして、「用途発明」に関する説明が行われます。

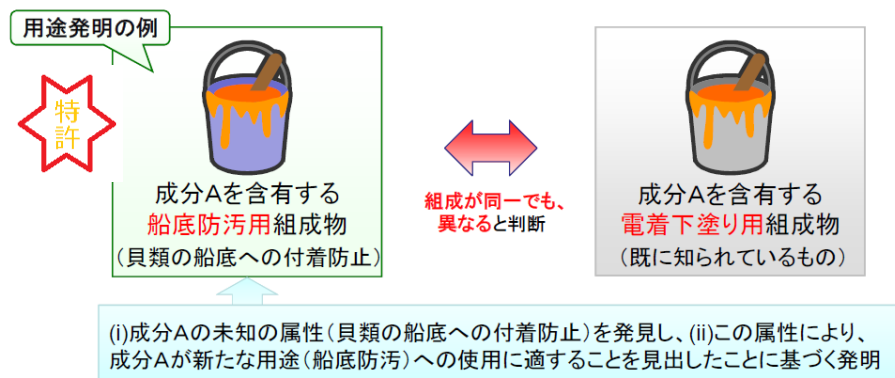
この「用途発明」については、従来は、食品について認められていなかったものが、平成28年4月1日の審査から認められることとなりました。

1. 食品の機能（効能）の発見が特許になります！

a. 水の事例	b. グレープフルーツの事例
 <p>組成が同一でも、異なると判断 (用途発明である)</p>	 <p>グレープフルーツに含有される公知成分 A に、歯周病の原因菌に対する抗菌効果があることを見いだした場合</p>
<p>公知の飲料と同じ組成のものであっても、例えば、二日酔い防止の機能を発見した場合、二日酔い防止用飲料として特許を受けることが可能になりました。</p>	<p>成分 A を有効成分とする歯周病予防用グレープフルーツジュースや食品組成物として、特許を受けることが可能になりました。</p>

2. 従来技術でも新たな用途の発見が特許になります！

例えば、従来知られている成分の塗料であっても、船底防汚のような新たな属性を発見し、新たな用途に使用することを見出した場合は、船底防汚用塗料として特許を受けることができます。



これまでに比べ、特許にできる発明の幅が広がりましたので、様々なビジネスの応用が期待できます。

今回の説明会では、このような内容の解説・質疑応答が行われます。

(開催日時・場所等は裏面をご参照ください)

¹「特許庁HP ライフサイエンス分野の審査基準等について」 http://www.ipa.go.jp/shiryou/s_sonota/lifescience_kijun.htm

特許庁審査官本学に来る！

【開催概要】

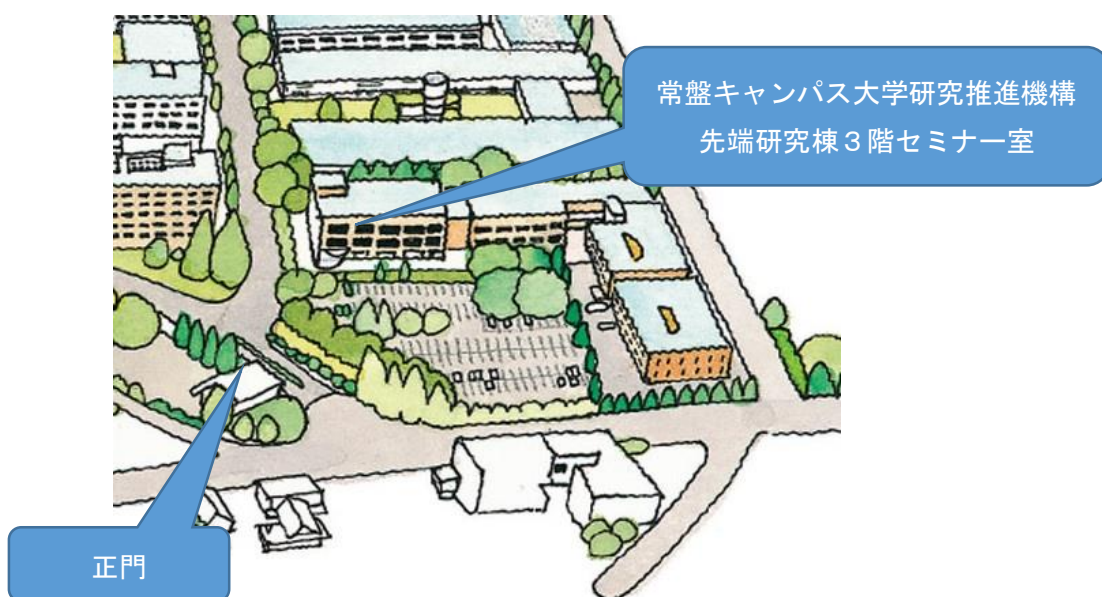
日時：6月21日（火） 13:30～15:00

場所：山口大学常盤キャンパス大学研究推進機構 先端研究棟3階セミナー室

講師：特許庁 審査基準室 調整課長補佐 中西 聡氏

内容：特許審査等に関する説明会、及び、質疑応答

備考：参加無料、事前登録不要、ご関心のある方はどなたでもご参加頂けます



【開場地区】

お問合せ先：山口大学大学院技術経営研究科 大塚（0836-85-9876）